

農学研究科 長期履修制度（博士前期課程）

（1）趣旨

職業を有しているなどの事情により、標準修業年限（博士前期課程 2 年）での教育課程の履修が困難な学生を対象として、標準修業年限を超えて、計画的に履修し、教育課程を修了することにより、学位を取得できる制度です。

（2）出願資格

次のいずれかに該当する者は、『長期履修願』を提出して出願することができます。

- a. 職業を有し、就業している者
- b. 育児、介護等の事情を有する者
- c. その他、相当の理由があると研究科長が認める者

（3）修業年限

長期履修の期間は、博士前期課程の場合は、3 年又は 4 年で認められた期間とします。また、長期履修が認められた後、その理由が解消した場合には、『長期履修期間短縮願』により履修期間の短縮を申し出てください。

（4）長期履修制度にかかる授業料（年額）

通常の授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を、長期履修を認められた期間の年数で除した額になります。（在学中に授業料改定が行われた場合には、在学生にも新授業料が適用されます。）

また、長期履修期間の短縮が認められた場合は、本来授業料との差額を支払わなくてはなりません。

（5）長期履修願の提出時期

入学願書の出願時に『長期履修願』を提出してください。

なお、2021 年 10 月に入学手続きをする 2022 年度入学生については、入学手続き時に申請方法をご案内します。

（6）長期履修の許可

長期履修の許可及び長期履修期間の短縮の許可については、決定後連絡します。

（7）長期履修の詳細については、必ず問い合わせをしてください。

提出書類のご請求及び問い合わせ先

大阪公立大学 教育推進課（中百舌鳥キャンパス） 教務グループ 農学研究科担当

（TEL 072-254-9401）

（注意） 長期履修を出願する場合は、事前に指導を希望する担当教員と相談しておいてください。

農学研究科 長期履修制度（博士後期課程）

（1）趣旨

職業を有しているなどの事情により、標準修業年限（博士後期課程 3 年）での教育課程の履修が困難な学生を対象として、標準修業年限を超えて、計画的に履修し、教育課程を修了することにより、学位を取得できる制度です。

（2）出願資格

次のいずれかに該当する者は、『長期履修願』を提出して出願することができます。

- a. 職業を有し、就業している者
- b. 育児、介護等の事情を有する者
- c. その他、相当の理由があると研究科長が認める者

（3）修業年限

長期履修の期間は、博士後期課程の場合は、4 年、5 年又は 6 年で認められた期間とします。

また、長期履修が認められた後、その理由が解消した場合には、『長期履修期間短縮願』により履修期間の短縮を申し出てください。

（4）長期履修制度にかかる授業料（年額）

通常の授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を、長期履修を認められた期間の年数で除した額になります。（在学中に授業料改定が行われた場合には、在学生にも新授業料が適用されます。）

また、長期履修期間の短縮が認められた場合は、本来授業料との差額を支払わなくてはなりません。

（5）長期履修願の提出時期

入学願書の出願時に『長期履修願』を提出してください。

（6）長期履修の許可

長期履修の許可及び長期履修期間の短縮の許可については、決定後連絡します。

（7）長期履修の詳細については、必ず問い合わせをしてください。

提出書類のご請求及び問い合わせ先

大阪公立大学 教育推進課（中百舌鳥キャンパス） 教務グループ 農学研究科担当
（TEL 072-254-9401）

（注意）長期履修を出願する場合は、事前に指導を希望する担当教員と相談しておいてください